คำชี้แจง สกท. เรื่อง " การขอรับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมตามคุณค่าของโครงการ (Merit-based Incentives) ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ๒/๒๕๕๗ ลงวันที่ 28 มกราคม พ.ศ 2558

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名:投資委員会布告第 2/2557 号に基づく メリットによる追加恩典(Merit-based incentives)の件

投資委員会布告第 2/2557 号仏暦 2557 年 12 月 3 日付件名:投資奨励政策および基準に基づくメリットによる追加恩典(Merit-based incentives)の行使基準の下で競争力を向上させ、投資家が恩典を受けられるように、事務局は以下の通り説明する。

第1項 メリットによる恩典の申請手続き

- 1.1 グループAにおけるメリットによる恩典の申請者は"競争力向上のためのメリットによる恩典の申請書"を提出しなければならない。"投資奨励申請書"と同時に提出してもよい。その後提出してもよい。その後提出する場合追加恩典申請書の提出日には第31条に基づく法人税免除恩典期間および法人税免税金額が残っていなければならない。
- 1.2 グループBにおけるメリットによる恩典の申請者は"競争力向上のためのメリットによる恩典の申請書"を"投資奨励申請書"と同時に提出しなければならない。
- 1.3 追加恩典を申請するための実行計画は事務局に合意されたものでなければならない。合意された実行計画の重要な内容を変更·修正する場合は実行する前に事務局にプロジェクト変更を申請し、合意をもらわなければならない。
- 1.4 売上に対する競争力向上に使用する投資金額または費用比率の検討は 追加恩典を申請するプロジェクトのみその比率を検討する。
- 1.5 第1.3項における実行計画に基づく法人税免除金額を計算するための 投資金額または費用の計算について、グループ A 事業は追加恩典期間 を包括する法人税免除期間中において追加恩典申請日より発生した投 資金額または費用のみ算入する。グループ B 事業は追加恩典申請日よ り3年以内に発生する投資金額または費用のみ算入する。

第2項 追加恩典申請が対象とする投資金額および費用

2.1 技術およびイノベーションの研究開発

- 2.1.1 自社による研究開発または国内における他社に依頼する場合は基 礎産業の研究、応用研究、試験的開発、エンジニアリングデザ イン、電子設計で、その詳細は以下の通りとする。
 - (1) 実務上、理論上の実行または経済的価値があり、または現有の知識の進展のために新しい知識を生み出すために行われるその他の活動
 - (2) 基礎知識の利用方法に関する研究
 - (3) 応用するための処方の開発またはエンジニアリングデザイン、電子設計
 - (4) 新製品および新工程の選択肢を評価するための試験
 - (5) エンジニアリングデザイン、電子設計、建設、プロトタイプ、ダミー、開発キットの試験
 - (6) プロトタイプ開発
 - (7) パイロット製造工程、パイロット工場 (Pilot Plant) の建設
 - (8) プロトタイプ開発またはパイロット製造工程開発による新製品または新しい製造工程の欠陥を直すための技術的活動
 - (9) 製品の研究開発、プロトタイプ開発またはパイロット製造 工程開発による新しい製造工程に直接関連するエンジニア リング、機械設置
 - (10) 新製品製造またはプロトタイプ開発またはパイロット製造 工程開発による新しい製造工程、製品または現行の製造工 程改善のためのエンジニアリングデザイン、電子設計
 - (11) 新しい素材、工具、製品、製造工程、システム、サービス の開発、現行の製品、製造工程の改善のために現行の知識 の利用
 - (12) 技術、器具、ソフトウエアの変更を含む新製品、新サービスを生み出す製品、サービスに関するイノベーション、機能および用途の顕著な改善
- 2.1.2 研究開発に発生する投資または費用は以下の通りとする。
 - (1) 給与、月給

- 研究者、研究助手、技術者、実験室スタッフ、プロジェクトの専門家、そして提案された研究開発プロジェクトで働くその他の人員の給与または月給、提案された研究開発プロジェクトで勤務するために訓練された専門家や従業員人の給与。
- 顧問を雇う費用、研究開発プロジェクトを進めるために 使用する専門家サービス費用、ただし、器具などの実演 説明を除く。

なお、給与および月給とは歳入法典第 40(1)条に基づく福 利厚生費を含むこととする。

(2) 器具・機材の代金

- 日常使用される器具・機材を除き、研究開発プロジェクトに使用される器具・機材を仕入れる費用。
- 研究開発プロジェクトのために器具・機材の調整、修理、校正に発生する費用および研究開発プロジェクトに使用するために器具・機材の改造に発生するエンジニアリング費用。
- (3) 実験室にするための建物の建設、改造、修理に発生する費用
- (4) サンプルや製品の分析、試験のための実験サービス料金
- (5) 研究開発用の材料、必要資材の代金
- (6) トレーニングまたはセミナーに参加する本人の食事代、宿 泊料、日当を除き、トレーニングまたはセミナーに発生す る交通費(航空の場合は実際使用したエコノミークラスの み)を含む研究開発に直接関連するタイ人スタッフの教 育、トレーニング費用、とくに国内外にて研究開発を行う 者より外部でのトレーニングまたはセミナーへの参加
- (7) 国内における研究開発の外注に発生する費用。研究開発の 依頼先は所得税に関する財政省布告件名:研究開発者リスト

に基づき認可された研究開発者リストに入っている者でな ければならない。

- (8) 研究開発に使用される知的財産の購入費またはライセンス 料
- (9) 国内外における研究開発成果の保護申請に発生する費用。 ただし、顧問料および知的財産権保護の年次手数料を除 く。
- (10) 以上の項目に計上できない次の研究開発プロジェクトその 他の直接経費
 - 特許の検索、研究専門誌の購入、研究データベースなど 研究のための情報収集費用
 - 自由契約者への謝礼(顧問や図面での承認の場合は本人の個人所得納税エビデンスを添付すること)
 - ソフトウエア使用許可料金
 - ソフトウエアのプレミアムサポート(Premium Support) 費用
 - 実験、現場実験、試料採取、データ収集のための外注料金
 - 研究開発のためのマーケテイング調査、経済調査の外注 料金
 - 実験農場、実験農園、実験室の賃貸料

2.1.3 海外の機関と共同研究開発の場合

- (1) 第2.1.1 項に基づく研究開発範囲内でなければならない。 国内で行われる研究開発活動もなければならない。
- (2) 追加恩典を申請するための投資または費用は第 2.1.2 項に 基づくものでなければならない。なお、奨励者に発生した 費用のみ算入する。
- (3) 該当のプロジェクトで勤務する人員の50%以上海外の研究 開発プロジェクトで勤務しなければならない。

- 2.2 国内にある技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、研究機 関、科学技術分野の国の機関への支援は以下の費用項目を対象とす る。
 - (1) 投資委員会が合意した技術・人材開発基金への資金援助
 - (2) 事務局が合意した研究開発、技能、技術、イノベーション における能力を向上させるためのその他の活動のために、 国内の教育機関、専門訓練センター、研究機関、科学技術 分野の国の機関への資金・器具および機材による援助

2.3 国内で開発された技術のライセンス料

商品化または商品開発・商品化することを目的としてタイ国籍者またはタイ国籍者が登録資本金の51%以上出資した法人の研究成果からの技術の権利譲渡契約または技術移転のための契約により発生された料金を意味する。これらの研究成果は特許、著作権、トレードシークレット、植物特許、地理的表示など知的財産法に基づき承認されたものでなければならない。なお、法人税免除期間中に発生した料金のみとする。

2.4 高度技術トレーニング(Advanced Technology Training)

- 2.4.1 追加恩典の対象とするトレーニングは1つ以上の条件に当てはまるものでなければならない。
 - (1) 日常業務をこなせるようにするトレーニングではなく、追加恩典を申請した事業の技術およびイノベーションの開発に直接関連する高度技術のトレーニングでなければならない。
 - (2) タイ人従業員に技術移転をすることを目的とする第(1)項に 基づく高度技術トレーニングでなければならない。また得 られる知識は追加恩典の申請者の特定状況において新鮮な ものでなければならない。
 - (3) 第(1)項に基づき、タイ人従業員または特定産業におけるタイの業者向けに研究開発または製品の品質向上のための専門技術を開発するためのものでなければならない。

2.4.2 追加恩典を申請できる高度技術トレーニングの費用はトレーニングに参加するためのみの交通費(航空の場合は実際使用したエコノミークラスのみ)を含み、トレーニングする本人の食事代、宿泊料、日当を除き、社内外また国内外でタイ人従業員のトレーニングに実際発生した投資または費用。

2.5 ローカルサプライヤー(タイ資本比率 51%以上)の開発

- 2.5.1 タイ資本比率 51%以上のローカル原材料または部品メーカーの 開発でなければならない。
- 2.5.2 高度技術トレーニングの場合、トレーニングおよび投資または 費用は第2.4項に基づく規定に従うこと。
- 2.5.3 技術援助 (Technical Assistance) の場合

製品または製造工程の開発または改善、製造効率の向上、製品水準の向上、研究開発のための実験室の設置、製品品質の管理及び分析、技術データのサポートまたは技術問題解決を意味する。対象とする費用は以下の通りとする。

- (1) 技術助言提供に発生する費用
- (2) 顧問、専門家、技術者など技術人員の援助に発生する費用
- (3) 製品水準の向上に発生する費用
- (4) ローカル材料または部品メーカーのために技能および技術を 開発するために道具、器具、材料、部品を手配する費用

2.6 製品およびパッケージの設計

2.6.1 製品およびパッケージの設計

新しいものの創出、現行のものの改善を含め、工程を計画し、要素を選び、規律よく美しく構成を組み合わせて、対象メリットにあった製品の形態またはパッケージを創造し、新しい効用を生み出すことを意味する。基幹工程(Design Process)は以下の通りとする。

(1) 市場調査または消費者調査またはデザイン研究または可能性調査またはシステマチックな情報分析からアイデイアの創出

- (2) 製品またはパッケージの理想的な特徴を考慮に入れ、ビジネスの目的とデザインの目的とのバランスをとり、デザインの規定となる定義およびテーマの想定
- (3) モデルおよびプロトタイプの開発、デザイン実行、特徴の試験
- (4) デザイン納入、最品またはパッケージの量産前の準備
- 2.6.2 製品およびパッケージの設計に発生する投資または費用は以下の通りとする。
 - (1) 提案されたプロジェクトでサポートする人員を含め、設計者の給与または月給
 - (2) タイ国籍者またはタイ国籍者が登録資本金の51%以上出資した法人である設計者の外注費用
 - (3) 設計に関連する顧問、専門家の外注費用
 - (4) データベースの購入、設計関連の資料購入など設計の関連 情報収集費用
 - (5) 設計する情報収集のための調査または外注調査費用
 - (6) 設計のための道具または器具代金
 - (7) 設計に必要な材料および資材の代金
 - (8) 適切な数量で、設計に使用される製品見本の代金
 - (9) プロトタイプ開発費用およびプロトタイプ開発に発生する 人件費
 - (10) 国内外で社外でのトレーニングやセミナーで、設計の新しい知識やデザインマネージメントなど設計関連のテーマのトレーニング費用。トレーニングやセミナーに参加するためのみの交通費(航空の場合は実際使用したエコノミークラスのみ)を含み、食事代、宿泊料、日当を除く。
 - (11) 国内外における研究開発成果の保護申請に発生する費用。 ただし、顧問料および知的財産権保護の年次手数料を除 く。

คำชี้แจง สกท. เรื่อง "การขอรับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมตามคุณค่าของโครงการ (Merit-based Incentives)
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ๒/๒๕๕๗ ลงวันที่ 28 มกราคม พ.ศ 2558

(12) 実験室使用料金、実験費用、現場実験、試料採取、データ 収集に発生した費用など実験室内または現場における材 料、資材、製品特性の試験に発生する費用

以上、お知らせする。

投資委員会事務局 2015年1月24日